

木曽川上流自然再生検討会の情報公開について（案）

木曽川上流自然再生検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

（資料）

- ・ 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料に係る資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- ・ 公表資料は、木曽川上流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、公表資料は閲覧場所への設置とともに、ホームページで閲覧できるようにする。

（議事録）

- ・ 議事概要及び議事録を検討会終了後作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公表とする。